

第5章 景観計画区域の設定

1. 景観計画区域の設定

良好な景観形成は市全域を対象として行うことが望ましく、茨木市景観計画の景観計画区域は、行政区域全域（7,649ha）とします。

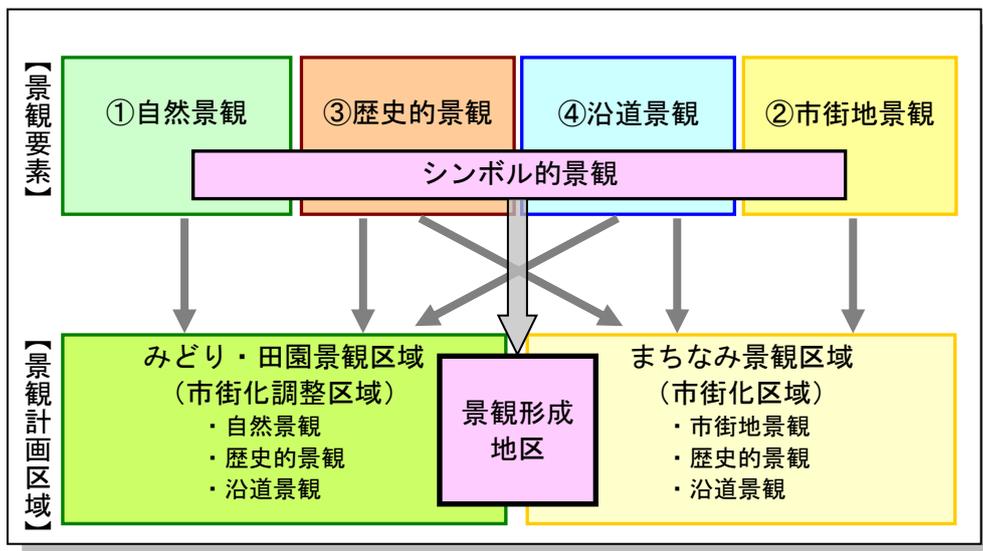
2. 景観計画区域の区分

茨木市では、景観形成の目標で示したように、「自然景観」「市街地景観」「歴史的景観」「沿道景観」の4つの景観要素がありますが、大きく区分すると、市街化を抑制する「市街化調整区域」と、市街化を促進していく「市街化区域」で特性が異なります。

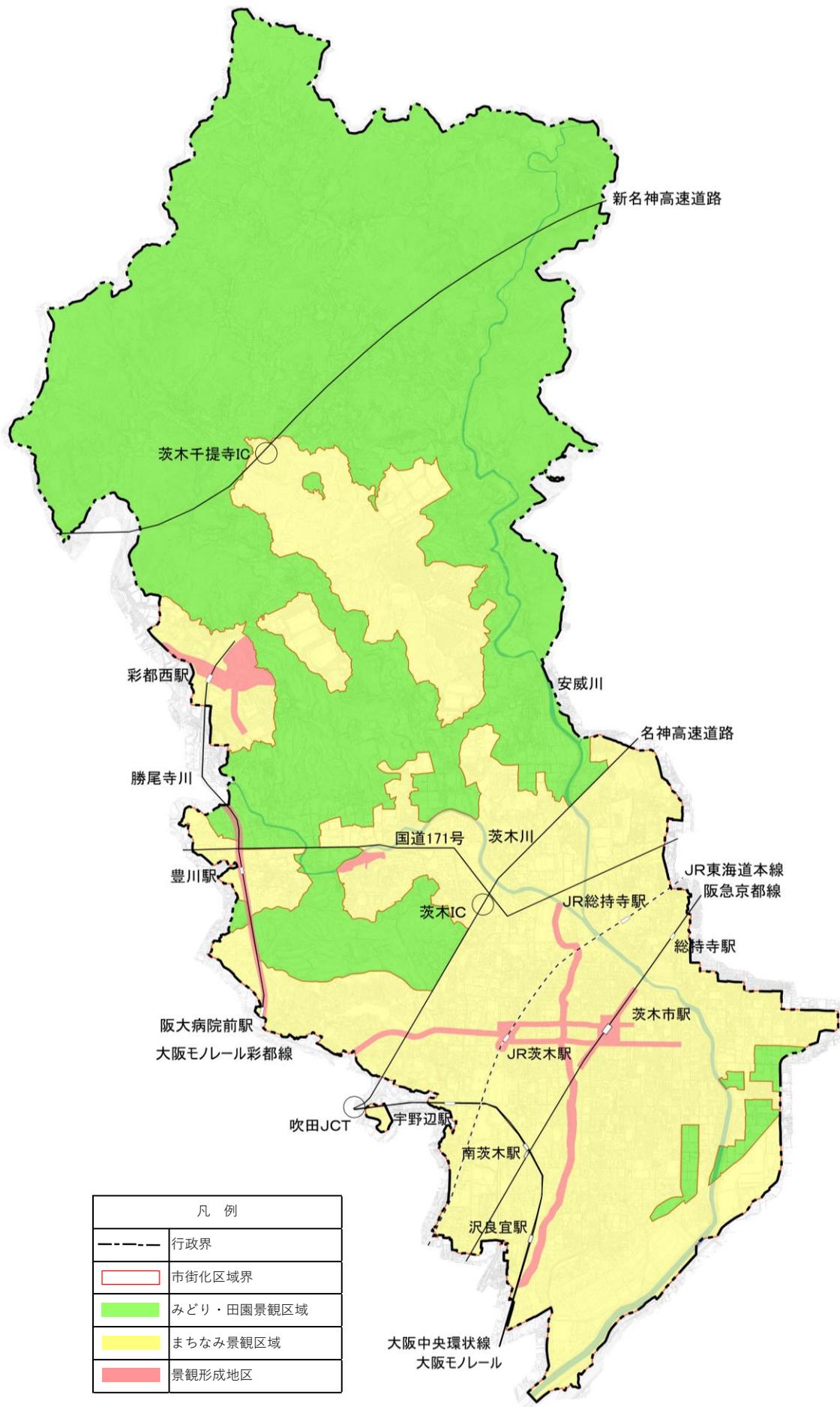
また、「歴史的景観」「沿道景観」は、「市街化区域」「市街化調整区域」のどちらにも属しています。

したがって、景観計画区域は、市街化を抑制する市街化調整区域の範囲を「みどり・田園景観区域」、市街化を促進する市街化区域の範囲を「まちなみ景観区域」に設定し、「歴史的景観」「沿道景観」は、その両方に含めることとします。

さらに、各景観特性の中で、茨木市のシンボルと言える景観であり、市として景観形成上重要と考える地区、及び地元発意によって積極的に景観形成を進めようとしている地区を「景観形成地区」に指定します。



景観要素と景観計画区域、景観形成地区との関係



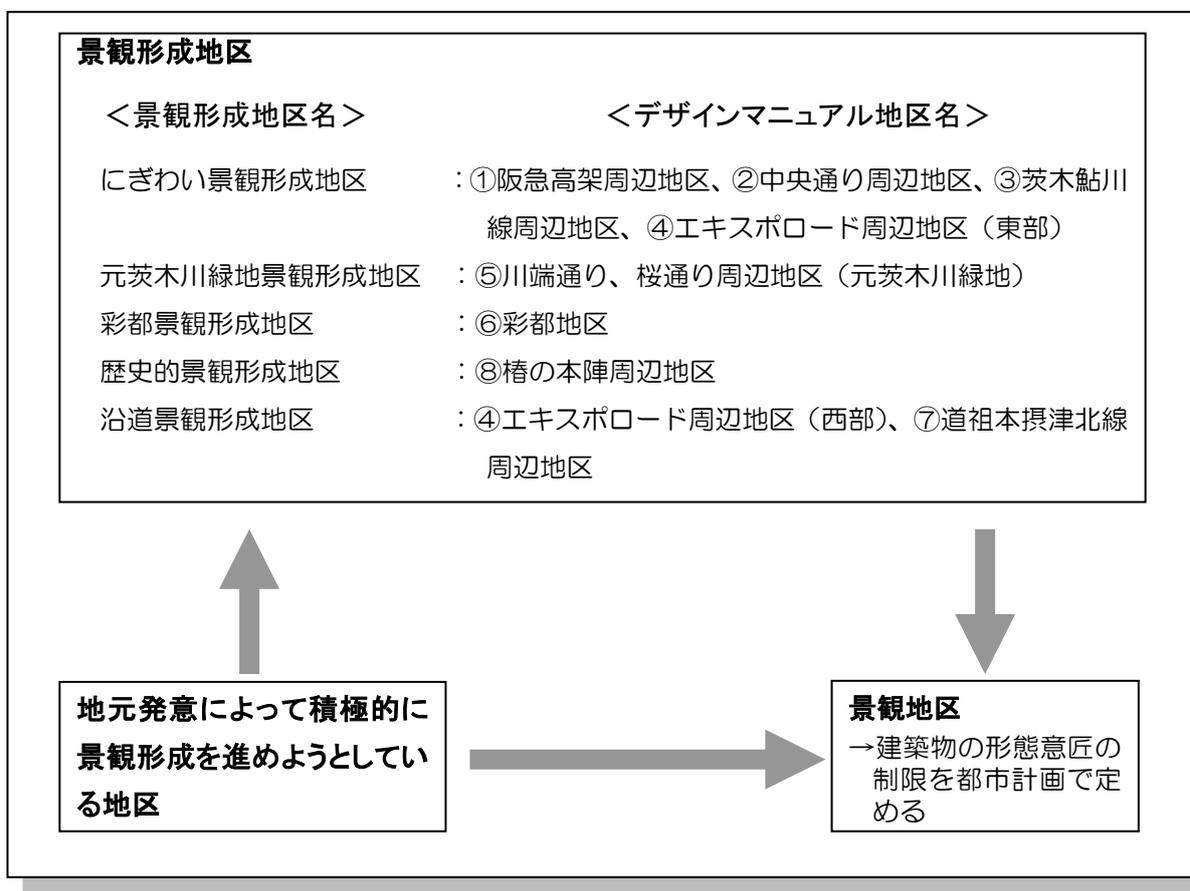
景観計画区域、景観形成地区設定図

3. 景観形成地区

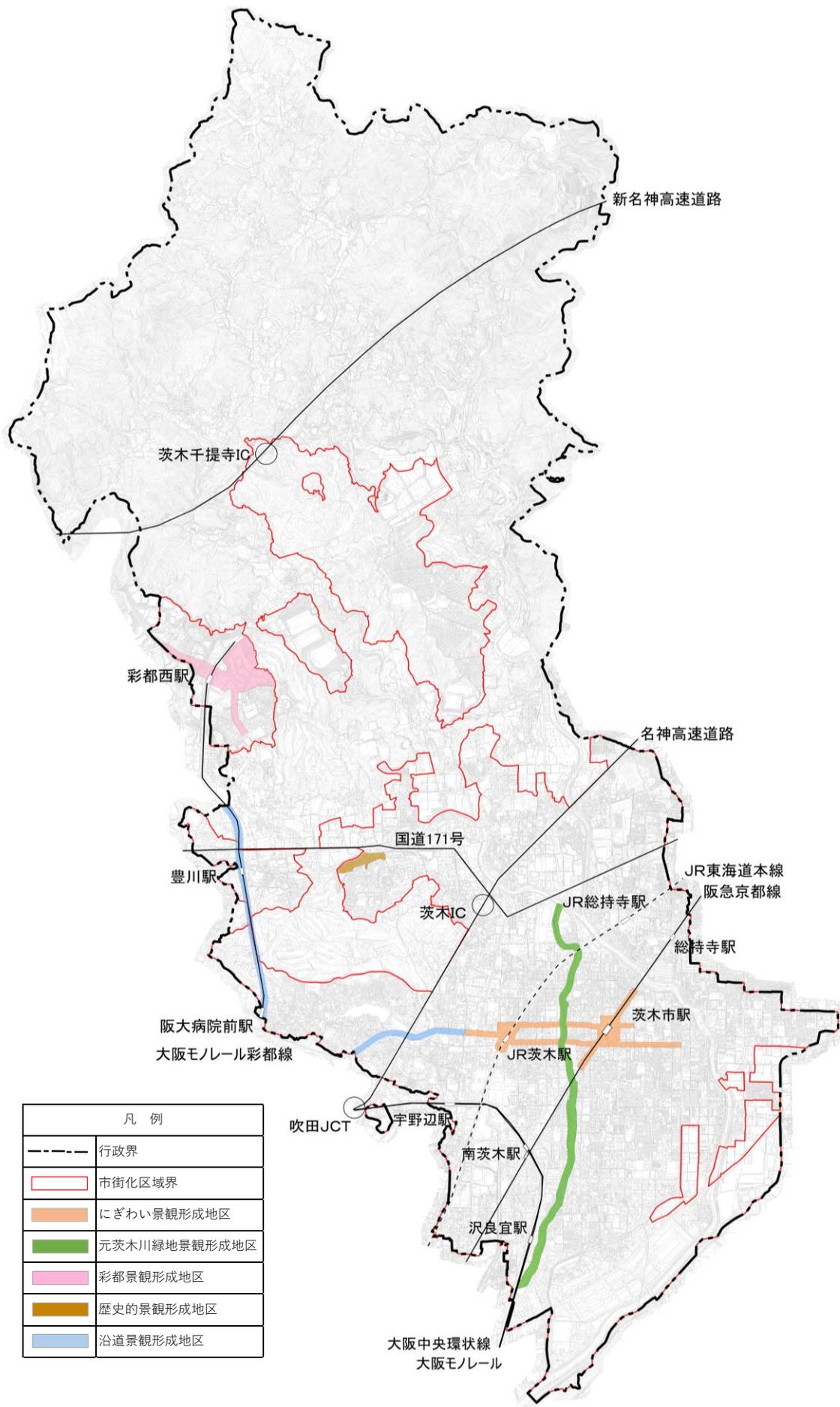
景観形成地区は、市として地区住民や民間事業者等との対話に基づき、良好な景観形成を誘導していくべき地区であり、将来的に住民の意識が高まり、合意が得られた地区については、都市計画で「景観地区」の指定をめざすものとします。

本景観計画策定時においては、これまで市として重要な景観であると考えてきたデザインマニュアル策定8地区を、景観特性に応じて5つの地区に区分し、景観形成地区に指定します。なお、今後も市として景観形成上重要と考える地区、及び地元発意によって積極的に景観形成を進めようとしている地区が出てきた場合は、「景観形成地区」に随時指定し、地域特性に応じた景観形成基準を設定します。

各都市景観整備地区のデザインマニュアルは、これまでの運用状況を踏まえて、各景観形成地区の景観形成基準に反映します。



景観形成地区の位置づけ



凡 例	
-----	行政界
□	市街化区域界
■	にぎわい景観形成地区
■	元茨木川緑地景観形成地区
■	彩都景観形成地区
■	歴史的景観形成地区
■	沿道景観形成地区

景観形成地区位置図